株 式 会 社 アビーナリーマネジメント 税理士法人 アビーナリーマネジメント 株 式 会 社 アビーナリーネクスト

Abeanary 通信

2023

~トピックス~

- 1. DX推進とは何をするのか
- 2. 税務カレンダー(2023年4月、5月の税務)
- 3. おススメ書籍のご紹介



経営者の名言シリーズ

成功の本当の秘訣は熱心さである

ウォルター・クライスラー (クライスラー創業者) ※経営者100の言葉より引用

DX推進とは何をするのか

◆中小企業が取り組むべき課題の1つ

デジタルトランスフォメーション(以下DX)とは、ITを活用して事業を抜本的に変革することをいいます。 従来のIT活用がコスト削減や業務効率化を主目的とする一方、DXは業務プロセスだけでなく企業活動全体のデジタル化を目指し、売上げ増や顧客体験向上といった「攻め」の要素を含む取り組みを指しています。

前提としてなぜDXに取り組む必要があるのか、その目的をはっきりした上で進めることが重要です。目的が手段化すると、システムを導入したもののうまく使われない等の事態も起こり得ます。

◆企業規模で違う取り組み状況

DXの進捗は企業規模で大きく異なり、中小機構が2022年に発表した調査結果によると従業員規模101人以上の企業においてDXに「既に取り組んでいる」「検討している」と回答したのは57%でしたが、20人以下の企業では13%でした。規模が小さくなるほどDXへの取り組みが進んでいません。DXを理解する人材、投資余力が乏しいという状況です。

一方、コロナ禍で加速した新しい生活様式でテレワークの導入が推進されたり、密を避けるため等、新しいビジネススタイルが誕生してきました。

◆DX推進の環境変化

中小企業でもDXに取り組む環境が徐々に整いつつあります。ここ数年個別業務に対応するDX関連クラウドソリューションが続々登場したことにより、個別業務ごとにスピーディーにDXを進めることが可能になりました。まず自社の数年後のありたい姿(働き方、組織図、商品、売上げ、稼ぎ方、自社の在り方等)を定義します。その後そこに向けた業務プロセスごとに課題とITソリューションの全体像を考えます。全体像を描きながら個別業務のIT化を進めていきます。コスト削減できることからIT化を導入しましょう。

優先度の高いものから導入を進めていくことで投資効果も高められるでしょう。そのあと業務効率によって生み出した時間を今ある顧客データ、商品データなどをシステム化で分析し、DXを進め攻めの営業で売上げ増につなげ、会社の利益に結び付けていけることがDXの目的でしょう。

2023年4月の税務

4月10日

- ●3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 4月17日
- ●給与支払報告に係る給与所得者異動届出 5月1日
- ●公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
- ●2月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法 人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- ●2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る 確定申告<消費税・地方消費税>
- ●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- ●8月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法 人事業税・法人住民税>(半期分)
- ●消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

- ●消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>
- ○軽自動車税(種別割)の納付(4月中において市町村の条例で 定める日)
- ○固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付(4月中において市町村の条例で定める日)
- ○固定資産課税台帳の縦覧期間(4月1日から20日又は最初の 固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間)
- ○固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出(市町村が固定 資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付 を受けた日後3月を経過する日までの期間等)

2023年5月の税務

5月10日

- ●4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 5月15日
- ●特別農業所得者の承認申請 5月31日
- ●個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
- ●3月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法 人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- ●3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- ●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- ●9月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法 人事業税・法人住民税> (半期分)
- ●消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- ●消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2ヶ月分、個人事業者は3ヶ月分)<消費税・地方消費税>
- ●確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
- ○自動車税(種別割)の納付(5月中において都道府県の条例で定める日)
- ○鉱区税の納付(5月中において都道府県の条例で定める日)

おススメ書籍のご紹介

時間を「うまく使う人」と「追われる人」 の習慣





書籍要約サービス「フライヤー」の 詳細・お申込みはこちら





本書では、時間を「うまく使う人」と「追われる人」の50の習慣を紹介している。具体的には「時間をうまく使う人は時間の見積もりがうまく、追われる人は時間の見積もりを諦める」「時間をうまく使う人は自分の行動時間も押さえ、追われる人は他人とのアポイントしか書かない」「時間をうまく使う人は1日のテンプレートを持ち、追われる人は毎日ゼロから予定を考える」といった具合だ。時間を「うまく使う人」と「追われる人」の行動や習慣を比較したうえで解説しているので、理解しやすい。自分が「追われる人」に該当すると知ってドキッとする人も多いだろう。

50の習慣は「思考」「スケジュール管理」「ムダとり・時短」「効率アップ」「環境・仕組みづくり」「メンタル」「人生」の7つの章に分かれている。自分に合いそうなものをいくつか取り入れるだけでも、時間の使い方が変化するだろう。タイムマネジメントを通じて、時間と心のゆとり、そして毎日の充実感を手に入れてほしい。

◆◇◆詳細が気になった方はぜひ、

「フライヤー」をご利用ください◆◇◆

株 式 会 社 アビーナリーマネジメント 税理士法人 アビーナリーマネジメント 株 式 会 社 アビーナリーネクスト



〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-9-1 仙台トラストタワー7F

TEL: 022-225-5090 FAX: 022-225-5091

https://abn-m.or.jp